

筑波大学附属病院アカデミッククリニカルプログラム
の取扱いについて

〔平成24年10月 1日〕
〔附属病院長決定〕
平成25年7月8日改正
令和2年3月30日改正

(趣旨)

- 1 この取扱いは、筑波大学附属病院（以下「病院」という。）に勤務する医療技術職員の、臨床実践能力と研究能力を統合したより高い能力の医療技術職員の人材育成・確保を目的とし、一定の臨床経験を有する医療技術職員が、その身分を有し勤務を続けながら本学大学院で修学すること（以下「アカデミッククリニカルプログラム」という。）に対する支援の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(支援の対象者)

- 2 支援の対象となる者は、次に掲げる事項全てに該当する者とする。
 - (1) 病院に常勤の医療技術職員として勤務している者
 - (2) 大学院入学時において、病院で3年以上継続して勤務している者
 - (3) 大学院修了後、病院で3年以上継続して勤務する意思を有する者

(修学を支援する大学院)

- 3 支援の対象となるアカデミッククリニカルプログラムにより修学する大学院は、筑波大学大学院人間総合科学学術院とする。

(支援者プログラム職員の公募)

- 4 病院はアカデミッククリニカルプログラムによる支援を受ける職員（以下「プログラム職員」という。）を選考するための公募を行う。公募の時期、選考方法等については附属病院長が別途定める。

(待遇等)

- 5 アカデミッククリニカルプログラムとして選考されたプログラム職員の待処遇等については、次のとおりとする。
- 6 常勤職員としての身分を継続する。
- 7 アカデミッククリニカルプログラムにより大学院へ修学するため、1日の勤務時間の

一部又は全部を勤務しないことができる。勤務実働時間は服務監督者と調整の上、最低、週16時間以上の勤務を確保するものとする。

8 給与は勤務時間のうち大学院修学に係る時間分を減額して支給する。大学院修学のために勤務しなかった時間については欠勤として取扱うとともに、附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第25条第5項第1号トに該当するものとする。

9 賞与については勤務時間の実績に応じて減額支給する。

10 その他、本取扱いに定めのない事項については、附属病院職員就業規則の定めるところによる。

附 記

この取扱いは、平成24年10月1日から実施する。

附 記

この取扱いは、平成25年7月8日から実施する。

附 記

この取扱いは、令和2年4月1日から実施する。